

• 受験生へのメッセージ

皆さんは民法という法律をご存知ですか。

民法は1000条以上からなる法律です。

民法を大別すると以下のようになります。

民法－① 契約、土地の所有、損害賠償 → 財産に関する法

② 婚姻、離婚、親子、相続 → 家族に関する法

契約、婚姻などは皆さんの人生に関わることが予想されます。

民法は私達の人生に関わることの予想される法とも考えられます。

私の担当する授業では、民法の知識を説明します。

大学で一緒に学べることを楽しみにしています。

• ココに注目(実習・研究)

・演習(ゼミ)

ゼミでは、消費者トラブルとその対策について研究をします。

やり方は以下のとおりです。

- ①消費者トラブルに関する法の学習
- ②消費者トラブルの実態の理解
- ③消費者トラブルに対する対策の検討・実施

・研究

今まで以下のような研究をしてきました。

- ・離婚時における夫婦の財産関係
- ・ミャンマー家族法
- ・特別縁故者に対する相続財産の分与など

卒業後の就職イメージ

市役所、県庁、金融関連の企業、不動産関連の企業など

取得可能な免許、資格

宅地建物取引士、行政書士など